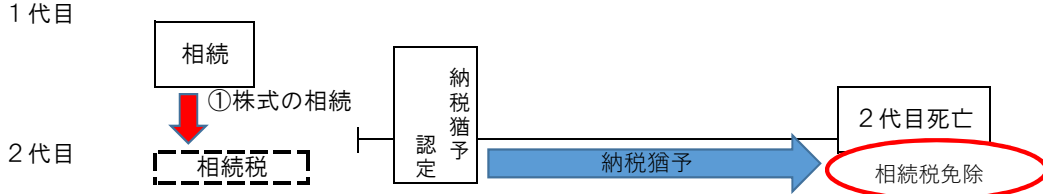


納税猶予額が免除となるケース

一定の条件（主なものを以下に例示）を満たす場合、納税猶予税額が免除されます。

●相続税

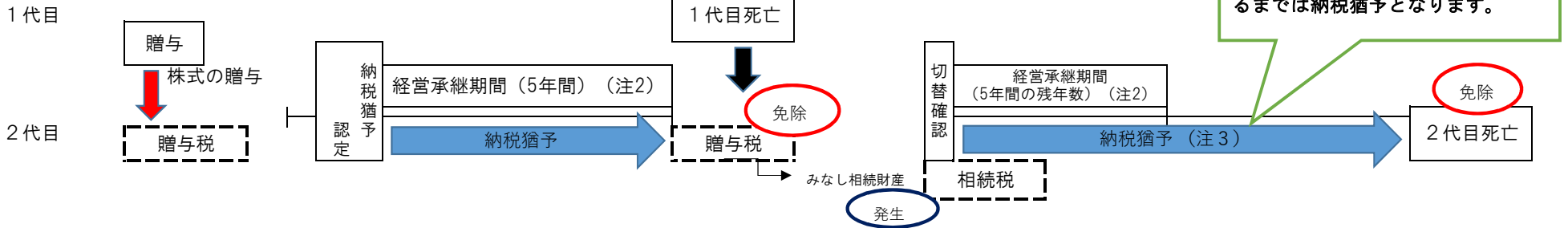
・後継者（相続人）が死亡した場合



●贈与税

・現経営者（贈与者）（注1）又は後継者（受贈者）が死亡した場合

【ケース①】先代経営者（贈与者）が死亡した場合

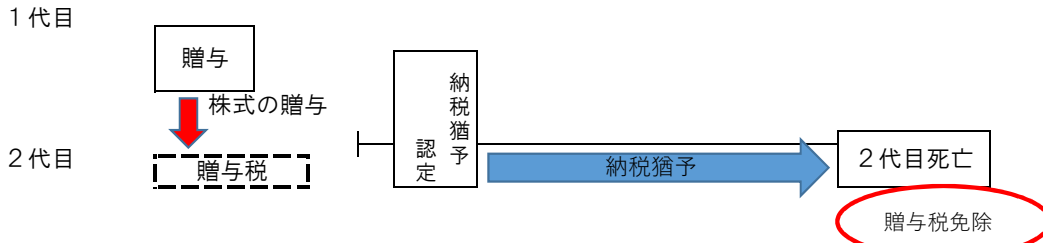


（注1） 現経営者（贈与者）が死亡した場合、後継者（受贈者）が猶予されていた贈与税は免除されますが、現経営者から後継者への相続があったものとみなされ相続税の納税義務が生じる場合があります。ただし、後継者が一定の手続を行うことにより、相続税の納税猶予に切り替えることができます。

（注2） 経営承継期間（申告期限後5年間）は、年に1回、要件保持（事業を継続）していることを県及び税務署に報告する必要があります。

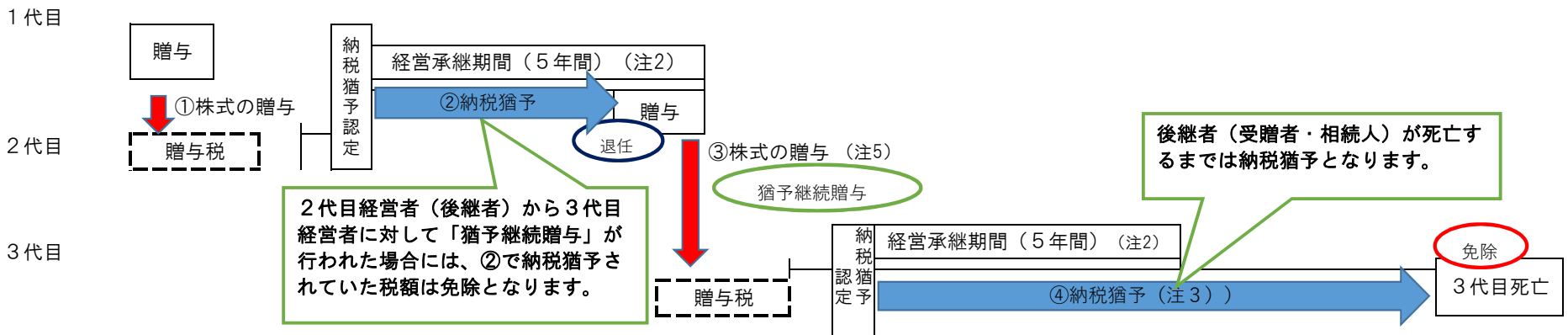
（注3） 経営承継期間（申告期限後5年間）以降は、3年に1回、要件保持（事業を継続）していることを税務署に報告する必要があります（県への報告は不要）。

【ケース②】後継者（受贈者）が死亡した場合



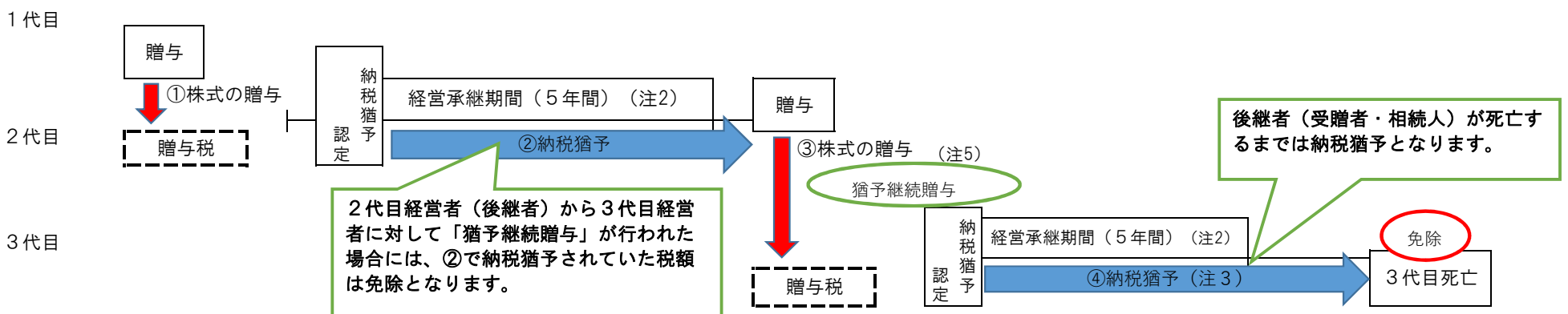
●相続税・贈与税共通

・経営承継期間（申告期限後5年間）において、やむを得ない理由（注4）により、後継者が代表権を有しなくなった日以後に、後継者が「猶予継続贈与」（注5）を行った場合



※ 猶予継続贈与（注5）とは、①～④が行われた場合の③の贈与をいいます。

・経営承継期間（申告期限後5年経過）後に、後継者が「猶予継続贈与」（注5）を行った場合



※ 猶予継続贈与（注5）とは、①～④が行われた場合の③の贈与をいいます。

（注4） 「やむを得ない理由」とは、施行規則第9条第4項各号のいずれかに該当する場合をいいます。
【施行規則第9条第4項各号】

- ・精神障害者保健福祉手帳（1級）又は身体障害者手帳（1級又は2級）の交付を受けたこと。
- ・要介護認定（要介護5）を受けたこと。
- ・上記に類すると認められること。

（注5） 「猶予継続贈与」とは、納税猶予を受けている後継者（2代目経営者）が、株式を次の後継者（3代目経営者）に贈与し、その後継者（3代目経営者）が納税猶予を受ける場合における贈与をいいます（上記図③参照）。
後継者（2代目経営者）の納税猶予税額のうち、次の後継者（3代目経営者）が納税猶予を受ける株式に対応する部分が免除されます。

・経営承継期間（申告期限後5年経過）後に、会社が破産手続開始の決定又は特別清算開始の命令等を受けた場合（注6）

（注6） 経営承継期間（申告期限後5年経過）後に、民事再生計画の認可決定があった場合など、その時点における非上場株式等の価額に基づき、納税猶予税額の再計算を行い、再計算後の納税猶予税額で納税猶予を継続することができる場合があります。再計算前における納税猶予税額から再計算後の納税猶予税額を控除した差額は、免除されます。